

函館市住宅リフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が行う既存住宅のバリアフリー化，断熱化および耐震化に係る工事費用の一部を補助することにより，環境負荷が少なく，かつ，市民の安全・安心な住まいの実現を支援するとともに，市内建築産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は，次の各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

次のいずれかに該当する既存住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号別添）」第一に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断

イ 国土交通大臣が上記アの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法（「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）（平成31年1月1日国住指第3107号）」による耐震診断

(2) 耐震関係規定

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項第1号に規定する耐震関係規定をいう。

(3) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(4) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は，市内に存する一戸建て住宅（住宅と店舗

等の他の用途を兼ねるものを含む。以下同じ。）、長屋または共同住宅とする。

（補助対象者）

第4条 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 自らが所有し、居住している住宅を改修する者または市内に所有する住宅を改修して居住しようとする者（第14条に規定する報告までに当該住宅に入居する者に限る。）

(2) 市税の滞納がない者

(3) 暴力団員でない者

（補助対象工事）

第5条 補助の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、改修により性能の向上もしくは改善を伴うものとする。なお、増築に係るものを除く。

(1) 次の区分毎に掲げるいずれかの改修工事

ア バリアフリー改修工事

次に掲げる改修等で市長が別に定める工事基準に適合するもの（住宅と店舗等の他の用途を兼ねるものにあつては住宅部分、長屋および共同住宅にあつては専有する住戸部分で行う改修等に限る。）

(ア) 浴室の全面改修

(イ) 便所の改修

(ウ) 階段勾配の緩和

(エ) 段差解消

(オ) 通路の拡幅

(カ) 手すりの設置

(キ) 出入口の改修

イ 断熱改修工事

次に掲げる改修で市長が別に定める工事基準に適合する一戸建て住宅（住宅と店舗等の他の用途を兼ねるものにあつては、住宅部分で行う改修に限る。）

(ア) 開口部の断熱改修

- (イ) 壁の断熱改修
- (ウ) 天井または屋根の断熱改修
- (エ) 床の断熱改修

ウ 耐震改修工事

次の各号のいずれにも該当する一戸建て住宅（住宅と店舗等の他の用途を兼ねるものは、住宅に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）において、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事で、その内容が耐震関係規定または地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する工事

- (ア) 市内に存する昭和56年5月31日以前に建築または着工された一戸建て住宅であること。
- (イ) 3階建て以下（木造部分の階数は2以下）の木造在来軸組構法の一戸建て住宅であること。

(2) 次に掲げる工事に要する費用等の合計が、30万円以上の工事

ア 前号アおよびイに規定する工事について市長が別に定める工事基準額または工事に要する費用（消費税等相当額を含む。以下同じ。）のいずれか少ない額

イ 前号ウに規定する工事に要する費用

(3) 次に掲げるいずれかに該当する事業者が施工する工事。ただし、第17条第4号に該当する者を除く。

ア 市内に主たる営業所を有する事業者で、建設業法に基づく建設業の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）または住宅のリフォーム工事に関する施工実績を有する者として市長が別に定める者（以下「認定事業者」という。）

イ 補助対象住宅を建築した事業者

(4) 補助金の交付決定後に工事請負契約を締結し、申請年度の2月末日までに工事の受渡しおよび請負金額の支払いを完了する工事

（補助の条件）

第6条 市長は、補助対象工事に要する費用の一部を補助するため、予算の

範囲内で補助金を交付する。なお、補助金の交付は、同一年度内において、同一住宅（住戸）または同一申請者につき1回限りとする。

- 2 補助を受けようとする工事について、国、北海道または市の制度による他の補助、助成等を受ける場合は、当該工事は補助金の交付の対象としない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項に規定する補助、助成等を受ける場合において、当該補助、助成等の対象となる工事と補助金の対象工事を明確に区分することができ、市長が他の補助、助成等と重複しないと認める場合は補助金を交付することができる。
- 4 補助を受けようとする住宅または者が、第5条第1号に定める同一の工事区分に係る補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して10年を経過していない場合は、補助金の対象工事としない。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、第5条第2号に規定する費用等の合計の20%以内の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）、かつ、上限額は20万円とする。ただし、同号イに規定する費用を含む場合の上限額は40万円とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金算定表（様式第2号）
- (2) 申請者の住民票の写しおよび市税の納税証明書
- (3) 一戸建て住宅または専有する住戸部分の登記事項証明書（不動産登記情報を含む。）
- (4) 他の助成等の申請状況について（様式第3号）
- (5) 施工業者が第5条第3号に規定する事業者であることを証する書類
- (6) 工事見積書
- (7) 改修する住宅の付近見取図のほか、改修箇所および内容を示す図面等
- (8) 改修しようとする箇所の写真

- (9) 耐震改修工事にあつては、耐震診断の結果の写しおよび改修後に耐震関係規定または第2条第1号アに規定する耐震診断による耐震性を有することを証する書面の写し
- (10) 補助金の振込先を記した書類
- (11) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付すると決定した者に対しては交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないと決定した者に対しては、不交付決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査にあたり必要と認める場合は、住宅の状況等について必要な調査を行うことができる。
- 4 市長は、補助金を交付すると決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付し、または申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（申請の取下げ）

第10条 補助対象者は、補助金の交付申請を取下げるときは、交付申請取下げ届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

- 2 補助対象者から前項の規定により届け出があつたときは、市長は補助金の交付決定を取下げるものとし、補助対象者に対し、交付申請取下げ承認通知書（様式第6号の1）により通知するものとする。

（変更申請）

第11条 補助対象者は、交付の決定の内容を変更しようとするときは、工事内容等変更申請書（様式第7号）に変更の内容を確認することができる次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、当該申請において、補助金の増額はできないものとする。

- (1) 変更しようとする補助金算定表（様式第2号）
- (2) 変更しようとする第8条第4号から第9号および第11号に規定する書類

(3) 第5条第4号に規定する工事請負契約を締結した書面の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(変更承認)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付決定額の変更をする者に対しては変更承認・交付決定変更通知書（様式第8号）により、補助金の交付決定額の変更がない者に対しては変更承認通知書（様式第9号）により、通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をする場合、必要があると認めるときは、条件を付し、または申請内容に修正を加えて通知することができる。

(中間検査)

第13条 耐震改修工事を行う場合においては、補助対象者は、耐震改修工事による補強箇所等を目視確認できる時期に、耐震改修工事中間報告書（様式第10号）に次の書類を添えて市長に報告し、中間検査を受けなければならない。

(1) 耐震改修工事に係る写真（補強箇所ごとの施工前、施工中および施工後の状況を確認できるもの）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による中間検査の結果、耐震改修工事が適切に行われていないと判断した場合は、補助対象者に対し、耐震改修工事を適切に行うよう指導しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、工事が完了した日から30日以内または2月末のいずれか早い方に実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 工事代金の支払いが完了していることを証する書類

(2) 補助対象者が第4条第2号に規定する者である場合は、申請住宅に入居したことを確認できる住民票の写し

(3) 工事写真（施工前、施工中および施工後）

(4) 第5条第4号に規定する工事請負契約を締結した書面の写し

- (5) 出荷証明書の写し（第5条第1号ア(ア)および同号イに規定する工事に限る。）
- (6) 撤去工事を伴う工事については、産業廃棄物管理票D票（電子マニフェストにあっては確認票）の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書の内容を審査し、必要に応じて完了検査を行い、当該報告に係る成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第12号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な是正措置を命じ、是正の措置がなされたことを確認した後、前項に規定する補助金の額の確定および通知をするものとする。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助対象者の請求により補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助対象者が次に掲げるいずれかに該当するときには、補助金の交付の決定の全部または一部を取消することができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他この要綱またはこれに基づく市長の措置に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段等により補助金の交付決定を受けたとき

(3) 補助対象者が暴力団員であることが判明したとき

(4) 補助対象工事を施工する事業者が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員または代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき

イ 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる

とき

ウ 役員等が自己，自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって，暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

エ 役員等が，暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し，または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，もしくは関与していると認められるとき

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

カ 下請け契約その他の契約に当たり，その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら，当該者と契約を締結したと認められるとき

(5) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき

(補助金の返還)

第18条 補助金の交付の決定を取消した場合において，当該取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，期限を定めて，その返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第19条 市長は，第15条第2項による命令または第17条の規定により補助金の交付の決定の取消しをするときは，補助対象者に対してその理由を示すものとする。

(住宅建築事業者認定申請等)

第20条 補助対象者が，第5条第3号イに定める事業者（以下「住宅建築事業者」という。）に工事を行わせようとする場合で，当該事業者における法人の合併その他事業者の変遷が多岐にわたるときは，申請者は第8条第5号に規定する書類の一部として，住宅建築事業者認定通知書（第14号様式）の写しを添付することができる。

2 前項に定める住宅建築事業者であることの認定を受けようとする事業者は，住宅建築事業者認定申請書（第13号様式）に，当該事業者の変遷を証する書類を添えて市長に申請することができる。

3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、その内容が適切であると認めた場合は住宅建築事業者認定通知書（第14号様式）により、また、その内容が不適切であると認めた場合は住宅建築事業者不認定通知書（第14号の1様式）により、申請した事業者に通知するものとする。

（その他）

第21条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、函館市補助金等交付規則（昭和62年規則第43号）に定めるところによる。

第22条 市長は、この要綱の施行に必要な事項について別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

函館市住宅リフォーム補助金
交付申請書

函館市長様

函館市住宅リフォーム補助金交付要綱第8条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、私は、同要綱第4条第3号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

◆申請者		申請日	年 月 日
フリガナ	氏名	電話番号	
氏名	氏名	— —	
住所	〒 — 住所		

◆申請住宅の概要	
所在地	(住居表示番号) 函館市 (土地の地番) 函館市
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 長屋・共同住宅 (戸)
	<input type="checkbox"/> 店舗等住宅以外の用途に供する部分を有する住宅 延べ面積 (m ²) 住宅部分 (m ² ; 延べ面積の %)
※耐震改修工事を含む場合のみ記入	
建築年次	昭和 年 月 階数 地上 階 地下 階 構法 <input type="checkbox"/> 木造在来軸組構法 <input type="checkbox"/> 木造以外の部分あり ... <input type="checkbox"/> 地階 <input type="checkbox"/> 階
改修前および改修後の耐震診断を実施した建築士	建築士事務所名 建築士名
	登録番号 登録番号

◆施工業者 (この欄は施工業者が記入してください。)		
住所氏名等	当社は暴力団員でないことを誓約します。	フリガナ
	住所 名称 代表者 職氏名	担当者名
		連絡先 — —
種別	<input type="checkbox"/> 建設業許可の許可を受けた事業者 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣 (—) 第 号 <input type="checkbox"/> 北海道知事	
	<input type="checkbox"/> 施工実績を有する事業者として市長が定める事業者 <input type="checkbox"/> 北海道住宅リフォーム推進協議会の登録事業者 <input type="checkbox"/> 住宅の工事に係る瑕疵担保責任保険の登録事業者 保険会社名 ()	
	<input type="checkbox"/> 申請の住宅を建築した事業者	
本店の所在地 (主たる営業所)		

◆工事内容等
工事内容 <input type="checkbox"/> バリアフリー改修工事 <input type="checkbox"/> 断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事
完了予定年月日 年 月 日

◆補助金交付申請額
, 000円

補助金算定表

(単位：円)

区 分				工 事 基 準 額		見 積 額	
バリアフリー改修工事	浴室の 全面改修	室内面積	2.0㎡未満	()箇所×			
			2.0㎡以上2.55㎡未満	()箇所×			
			2.55㎡以上	()箇所×			
	便所の 改修	床面積の増加 (増加部分のみ対象)		()㎡ ×			
			便器の取替え	()箇所×			
	階段勾配の緩和		(手すりは、手すりの項目)	()箇所×			
	段差解消			()㎡×			
	通路の拡幅			()㎡×			
	手すりの設置 (各居室および階段・通路などの合計)	1.5m未満	()箇所×				
		1.5m以上	()m ×				
出入口の改修	出入口の拡幅		()箇所×				
	建具形状の変更		()箇所×				
【補助対象費用 小計】				①			
断熱改修工事	開口部の 断熱改修	外窓の 交換	枠ごと交換 カバー工法	0.2㎡以上 1.6㎡未満	()箇所×		
				1.6㎡以上 2.8㎡未満	()箇所×		
			枠ごと交換 カバー工法	2.8㎡以上	()箇所×		
				窓面積	0.2㎡以上 1.6㎡未満	()箇所×	
			枠ごと交換 カバー工法	1.6㎡以上 2.8㎡未満	()箇所×		
				枠ごと交換 カバー工法	2.8㎡以上	()箇所×	
		玄関 ドア等の 交換	枠ごと交換	玄 関 ド ア 等 面 積	ドア 1.8㎡未満 引き戸 3.0㎡未満	()箇所×	
					ドア 1.8㎡以上 引き戸 3.0㎡以上	()箇所×	
		カバー工法	枠ごと交換	玄 関 ド ア 等 面 積	ドア 1.8㎡未満 引き戸 3.0㎡未満	()箇所×	
					ドア 1.8㎡以上 引き戸 3.0㎡以上	()箇所×	
		壁の断熱改修		外壁・内壁の仕上げ撤去・仕上込		()㎡×	
				外壁・内壁の仕上げ撤去を含まないもの		()㎡×	
	天井または屋根 の断熱改修		吹き込み		()㎡×		
			敷き込み		()㎡×		
	床の断熱改修		床の仕上げ撤去・仕上込		()㎡×		
			床の仕上げ撤去を含まないもの		()㎡×		
	【補助対象費用 小計】				②		
耐震改修工事				(千円未満切り捨て) 見積額(契約額)			
【耐震改修工事に要する費用】				③			
補 助 対 象 額				④ (①+②+③)			
補 助 金 の 額				⑤			
<ul style="list-style-type: none"> ・千円未満切り捨て ・限度額；20万円 耐震改修工事を含む場合は40万円 				(④or⑤の少ない額×20%)			

他の助成等の申請状況について

函館市住宅リフォーム補助金の交付申請にあたり、他の制度による支給、助成等に関する申請または受給の状況は下記のとおりです。

また、函館市住宅リフォーム補助金の事務担当者が函館市の関係部局に対して下記の支給等に関する事項について照会することを承諾します。

年 月 日

氏 名

補助金・助成金等の区分	申請（予定）または受給の有無 ※「あり」の場合は、工事内容を記載	
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり 工事内容
いきいき住まいリフォーム助成	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり 工事内容
日常生活用具給付等事業による住宅改修費の給付（身体障害者制度）	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり 工事内容
グリーン住宅ポイント制度	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり 工事内容
その他の国・北海道・函館市の補助金・助成金等	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり 補助等の名称 ----- 工事内容

(様式第4号)

函館市住宅リフォーム補助金
交付決定通知書

年 月 日

様

函館市長

Ⓜ

年 月 日付けで交付申請があった函館市住宅リフォーム補助金について、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 交付決定番号 第 ー 号

2 住宅の所在地（住居表示番号）

3 交付決定額 円

4 完了予定年月日 年 月 日

5 補助金の交付予定時期
実績報告書提出後、補助金の額の確定後において交付する。

6 交付条件

- (1) 函館市住宅リフォーム補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (3) 申請を取り下げるときは、交付申請取下げ届（様式第6号）を提出すること。
- (4) 補助対象工事に係る工事内容または補助金の額の変更が生じたときは、工事内容等変更申請書（様式第7号）を提出し、承認を受けること。ただし、完了予定年月日を「4完了予定年月日」の期日以前に変更する場合には、この限りでない。
- (5) 耐震改修工事を行う場合においては、耐震改修工事による補強箇所等を目視確認できる時期に、市長に耐震改修工事中間報告書（様式第10号）に必要な書類を添えて報告し、中間検査を受けること。
- (6) 工事が完了したときは、工事が完了した日から30日以内に実績報告書（様式第11号）を提出すること。
- (7) 工事が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(様式第5号)

函館市住宅リフォーム補助金
不交付決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付で交付申請があった函館市住宅リフォーム補助金について、
交付しないことを決定したので通知します。

- 1 住宅の所在地（住居表示番号）
- 2 不交付の理由

(様式第6号)

函館市住宅リフォーム補助金
交付申請取下げ届

年 月 日

函 館 市 長 様

〒 _____
住所 _____
氏名 _____
電話 _____

下記の函館市住宅リフォーム補助金の交付申請を取り下げます。

記

交付申請年月日	年 月 日
交付決定	年 月 日 (交付決定番号 第 _____ 号)
所在地 (住居表示番号)	
取り下げの理由	

(様式第6号の1)

函館市住宅リフォーム補助金
交付申請取下げ承認通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付で届け出があった、函館市住宅リフォーム補助金について、
交付申請の取下げを承認し、交付決定を取り下げるので通知します。

1 申請住宅所在地

2 交付決定年月日等 年 月 日 (交付決定番号 第 ー 号)
(変更 年 月 日)

3 交付決定額 円

(様式第7号)

函館市住宅リフォーム補助金
工事内容等変更申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

〒 _____
住所 _____
氏名 _____
電話 _____

年 月 日付け（交付決定番号第 _____ 号）で函館市住宅リフォーム補助金の交付決定を受けましたが、その内容等に変更を生じたので、承認または指示を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

	変更前	変更後
補助金額	決定額 円	交付申請額 円
工事内容等		

2 変更理由

(添付書類)

- ①補助金の額の変更が伴う場合は、見積書の写しおよび補助金算定表
 - ②変更内容を確認できる書類
- ※その他必要に応じて書類を求めることがあります。

(様式第8号)

函館市住宅リフォーム補助金
変更承認・交付決定変更通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付で変更申請のあった函館市住宅リフォーム補助金について、
次のとおり変更を承認し、交付決定を変更したので通知します。

- 1 交付決定額 円
(変更前交付決定額 円)
- 2 変更内容
- 3 交付条件

(様式第9号)

函館市住宅リフォーム補助金
変更承認通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで変更申請のあった函館市住宅リフォーム補助金交付申請については、次のとおり変更を承認したので通知します。

変更内容

(様式第10号)

函館市住宅リフォーム補助金
耐震改修工事中間報告書

年 月 日

函 館 市 長 様

〒 _____
住所 _____
氏名 _____
電話 _____

年 月 日付け（交付決定番号第 _____ 号）で交付決定を受けた耐震改修工事について、年 月 日に補強箇所等を目視確認できる状態に（なった）の（なる）で関係書類を添えて報告します。

※中間検査希望年月日 _____ 年 月 日
(連絡先)

会社名等 _____
担当者氏名 _____
電話番号 _____

※添付書類

- ①工事写真（補強箇所ごとの施工前、施工中、施工後の状況が確認できるもの）
- ②その他市長が必要と認める書類

受 付	※函館市記入欄	
	中間検査実施年月日	年 月 日
	備 考	

(様式第11号)

函館市住宅リフォーム補助金
実績報告書

年 月 日

函館市長様

〒 _____

住所 函館市 _____

氏名 _____

電話 _____

下記の事業について完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

補助金名	函館市住宅リフォーム補助金
交付決定 (変更)	年 月 日 (交付決定番号 第 一 号) (年 月 日)
交付決定額	, 000円
住宅の所在地	函館市
着手年月日	年 月 日 (契約締結日を記載してください。)
完了年月日	年 月 日 (工事受渡日または工事費支払日のいずれか遅い日を記入)
工事施工者 住所氏名	上記補助金の対象工事を行ったことを証明する。 年 月 日

※添付書類

- ① 工事代金の支払いが完了していることを証する書類
 - ② 申請者が申請住宅に居住していない者であった場合は、申請住宅に入居したことを確認できる住民票の写し
 - ③ 工事写真 (工事請負契約後の施工前, 施工中, 施工後)
 - ④ 工事請負契約書の写し
 - ⑤ 出荷証明書 (ユニットバス, 開口部, 断熱材に係る工事に限る。)
 - ⑥ 産業廃棄物管理票D票 (電子マニフェストにあっては確認票) の写し (撤去を伴う工事に限る。)
- ※ その他必要に応じて書類を求めることがあります。

(様式第12号)

函館市住宅リフォーム補助金
交付額確定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった事業に係る補助金について、次のとおり
確定したので通知します。

交付確定額	円
補助金名	函館市住宅リフォーム補助金
交付決定	年 月 日 (交付決定番号 第 一 号)
(変更)	(年 月 日)

(様式第13号)

函館市住宅リフォーム補助金
住宅建築事業者認定申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

(申請者)

住 所

氏 名

函館市住宅リフォーム補助金交付要綱第20条第1項の規定に基づき、同要綱第5条第3号イに定める要件に係る事業者の適用を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 認定を受ける理由

2 認定を受ける施工業者（工事請負契約を締結するもの）

- ・ 所在地：
- ・ 名称：

3 事業の変遷

年 月 日	事項	内 容
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

4 添付書類

(様式第14号)

函館市住宅リフォーム補助金
住宅建築事業者認定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けをもって函館市住宅リフォーム補助金交付要綱第20条第1項の規定に基づく認定申請があったこのことについて、次のとおり認定したことから通知します。

記

1 認定する施工業者（工事請負契約を締結するもの）

- ・ 所在地：
- ・ 名称：

2 認定する事業者の変遷

年 月 日	事項	内 容
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

3 その他

函館市住宅リフォーム補助金交付要綱第8条の規定に基づく交付申請に添付する同条第5号に定める書類の一部として、この通知書の写しを添付することができます。ただし、住宅を建築した際の契約書等に記載されている事業者が「2 認定する事業者の変遷」のいずれかに該当する場合には限りません。

(様式第14号の1)

函館市住宅リフォーム補助金
住宅建築事業者不認定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けをもって函館市住宅リフォーム補助金交付要綱第20条第1項の規定に基づく認定申請があったこのことについて、下記理由により不認定としたので通知します。

不認定理由